

7 移動支援

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者を対象に、ヘルパーによる外出のための支援を行います。

○内 容 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【社会生活上必要不可欠な外出とは】

(例) 官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、冠婚葬祭等で、原則として1日の範囲内で用務を終えるもの。

【余暇活動等社会参加のための外出とは】

(例) レジャー、レクリエーション、映画、音楽鑑賞、外食等で、原則として1日の範囲内で用務を終えるもの。

○対 象 者 安曇野市に住所を有する、以下のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人

②「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に掲げる特殊の疾病である人

③自立支援医療（精神通院）や特別児童扶養手当、精神障害による障害年金を受給している人

④障害福祉サービスの支給決定を受けている人

⑤医師による診断書又は意見書により利用が必要と認められた人

ただし、対象者が以下に該当する場合は利用できません。

・障害者総合支援法による行動援護や同行援護、介護保険法による同等のサービス等が受けられるとき。

・小学生以下の児童または中学生以上であっても、保護者の同行が適当であるとき。

・医院機関への入院または施設に入所しているとき。（ただし帰省中は除く。）

○利用施設 市と契約している事業所

○費用負担 費用負担はありませんが、交通費等の実費は利用者の負担となります。

※支給提供時間は、原則月20時間が上限となります。

※個別支援（利用者1：ヘルパー1）と同時支援を行うグループ支援（利用者2～5：ヘルパー1）があります。

※通院・通年かつ長期にわたる外出（通学・通園・通所等）・通勤・営業活動等の経済活動に係わる外出・社会通念上適当でない外出は対象外です。

○窓 口 障がい者支援課支援給付担当 各支所地域づくり課地域担当

バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人は次のとおり割引されます。

○割引内容

種 類	適 用 範 囲	割引率
普通乗車券	単独又は介護者とともに乗車する場合	5割
定期乗車券	単独又は介護者とともに乗車する場合	各バス会社にお問い合わせ 合わせください

※介護者の必要性の認定は各会社（又は運転手）の判断による

○利用方法 障害者手帳を乗車券販売窓口に掲示し購入するか、乗降車時に運転手に障害者手帳を提示し割引料金を支払ってください。

○高速バス 高速バスについても割引がありますが、詳しくはバス会社へお問い合わせください。

タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（一部事業者）を交付されている人は、タクシー料金の割引があります。ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は除きます。（相乗りする場合も、障がい者が乗車する区間については、割引対象となります。）

○割引率 1割引

○利用方法 乗車時必ず最初に運転者に障害者手帳を提示してください。

○適用範囲 長野県内（県外については、タクシー会社へお問い合わせください。）

JR 運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を交付されている人は次のとおり割引されます。

○割引内容

種 類	適 用 範 囲	割引率
普通乗車券	◎第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、第1種精神障がい者が介護者とともに乗車する場合 ◎第1種・第2種身体障がい者、第1種・第2種知的障がい者、第1種・第2種精神障がい者が片道100kmを超える区間を単独で乗車する場合	5割
定期乗車券	◎第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、第1種精神障がい者が介護者とともに乗車する場合 ◎12歳未満の第2種身体障がい者、第2種知的障がい者、第2種精神障がい者が介護者とともに乗車する場合 (12歳未満の障がい児の場合は、介護者のみが割引対象)	
回数乗車券 普通急行券	◎第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、第1種精神障がい者が介護者とともに乗車する場合	

○利用方法 障害者手帳を提示して駅の窓口で乗車券を購入してください。

大人料金の第1種障がい者と介護者が100km以内の乗車券を購入する場合は、自動販売機の小児用乗車券で代用できます。（改札で障害者手帳を提示してください。）

- 障がい区分 第1種、第2種の区分は手帳に記載されていますが、身体障がい者については、第1種がおおむね重度の人、第2種が中・軽度の人で、知的障がい者については第1種がA1、A2、第2種はB1、B2の人で、精神障がい者については第1種が1級、第2種が2級、3級の人となります。
- 私鉄等 JRに準じた割引があります。詳しい内容は各鉄道会社にお問い合わせください。

航空旅客運賃の割引

次の要件に該当する人は、一部の航空会社の国内航空運賃が割引になります。

- 要件 満12歳以上で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）を交付されている人と介護者1名
- 割引率 航空会社が国内路線ごとに設定
- 利用方法 障害者手帳を航空会社の窓口で提示して航空券を購入してください。

※令和2年10月より、一部の航空会社において割引要件が拡大されました。

詳しい内容は各航空会社にお問い合わせください。

有料道路通行料金の割引

各高速道路株式会社や道路公社などが管理する有料道路（道路整備特別措置法に基づく有料道路）の通行料金の割引があります。

介護者が運転する場合でも割引の対象になることがあります。割引を受けるには、事前に車の登録が必要となります。車・ETCカードの所有者や、車種等についての詳しい条件については、申請前に下記窓口へお問い合わせください。

- 要件
 - ・本人運転の場合
身体障害者手帳を交付されている人
 - ・本人以外（介護者）の運転の場合
身体障害者手帳を交付されている人で、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄が第1種の人、または療育手帳A1、A2を交付されている人の介護者
- 割引率 5割
- 申請方法 以下のものをご用意のうえ、下記窓口へ申請をしてください。
 - ・障がい者ご本人の障害者手帳、運転免許証（本人運転で、新規申請の場合）
 - ・登録する自動車の車検証、自動車検査証記録事項
 - ・障がい者ご本人名義のETCカード（ETCをご利用の場合で、新規申請またはカード変更の場合）
（本人が未成年で介護者運転の場合は、名義人が親権者又は後見人のカードも対象となります。）
 - ・ETC車載器管理番号がわかるもの（ETCをご利用の場合で、新規申請または車載器変更の場合）
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

障害者外出支援利用券（タクシー券）の交付

次の要件に該当する人に、外出支援利用券（タクシー券）を交付します。

- 要件 市内に住所を有する在宅の人で、以下のいずれかの障害者手帳を交付されており、自動車税・軽自動車税の減免を受けていない人
 - ・身体障害者手帳 1、2 級
 - ・療育手帳 A1、A2
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1、2 級
- 交付内容 500 円の利用券を年間最大 30 枚交付します。ただし、当該年度の途中で利用申請をされた場合は、申請をされた月から年度末（3 月）までの月割りになります。認定された人には後日、利用券をお送りします。
- 使用範囲 市内又は隣接市町村内に事業所を有するタクシー会社で市の登録をうけたもの。
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

寝たきり高齢者等通院等支援事業

自宅から医療機関又は福祉施設に送迎をする際、福祉タクシーの利用料金の一部を補助するサービスです。

- 対象者 寝たきり又は車いす、ストレッチャーを移動手段としている 65 歳以上の人、もしくは身体障害者手帳 1、2 級をお持ちの人
- 助成内容 福祉タクシー利用料金（乗車賃）の半額を補助します。1 か月の補助限度額は 5,000 円になります。
- その他 利用する場合は、事前に利用登録申請書を提出してください。
- 窓口 高齢者介護課 長寿福祉係 TEL71-2254

腎臓透析利用者通院支援事業利用券（タクシー券）の交付

次の要件に該当する人に、腎臓透析利用者通院支援事業利用券（タクシー券）を交付します。この利用券は、透析のための通院時にのみ使用できます。

- 要件 市内に住所を有し、在宅で腎臓機能障害による身体障害者手帳の交付を受けており、タクシーによる通院を必要とする人。
- 交付内容 500 円の利用券を月あたり 10 枚交付します。（年間最大 120 枚）
認定をされた人には後日、利用券をお送りします。
- 使用範囲 市内又は隣接市町村内に事業所を有するタクシー会社で市の登録をうけたもの。
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

腎臓透析治療通院時の交通費の助成

次の要件に該当する人に、腎臓透析治療のために通院する際の交通費（燃料代）を助成します。

- 要件 市内に住所を有し、在宅で腎臓機能障害による身体障害者手帳を受けており、住民税（市県民税）所得割が非課税の人。
- 助成内容 県燃料単価 × 通院距離 × 10分の1 × 通院回数 の2分の1。
ただし、1カ月あたり5,000円を限度とします。
年度末に提出いただく実績報告書に基づき助成金をお支払いします。
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

※ 上記、各利用券の交付、通院時交通費の助成につきましては、**いずれか1つの制度**がご利用いただけます。申請いただく対象者の人の障がいの状況、諸条件により利用いただけるものが異なりますので詳しくは各窓口へお問い合わせください。

デマンド交通「あづみん」及びコミュニティバス運賃減免

デマンド交通「あづみん」（予約制の乗り合いタクシー）及び定時定路線の運賃が減免になります。

- 要件 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている方で、一人で乗り降りができる方または、介助の人が同乗して利用する場合。（車イスでの利用はできません）※介助の方は通常運賃となります。
- 減免内容 1回の運賃あづみん300円（中学生以上）、定時定路線200円（学生を除く大人）のところ、それぞれ100円になります。
- 窓口 受付センター TEL71-1233 FAX73-1114（利用登録用）

※運行日や運行時間にご注意ください。

※デマンド交通「あづみん」の利用開始にあたっては原則、**事前に利用登録が必要**となります。

減免を受ける場合は、乗車時に手帳の提示をお願いします。

※問い合わせ等につきましては

安曇野市社会福祉協議会 TEL72-1871 又は 安曇野市政策経営課 TEL71-2401 まで

信州パーキング・パーミット制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用いただくため、県内共通の「利用証」を県が交付します。県の代行として障がい者支援課障がい福祉担当窓口でも交付が受けられます。

- 要件 障がいのある人、難病患者、高齢の人、妊産婦などの要件あり
- 窓口 長野県健康福祉部地域福祉課 TEL026-232-0053
(交付申請書は、障がい者支援課障がい福祉担当・各支所地域づくり課地域担当窓口にもあります。)

駐車禁止規制の適用除外

各種手帳を交付されている人で、一定の要件を満たす場合は、駐車禁止場所または時間制限駐車区間の駐車禁止規制の対象から除外されます。

- 要件 身体障害者、知的障害者、精神障害者、小児慢性特定疾患児、戦傷病者のうち一定の要件（手帳に記載された障害の区分と等級など）に該当する人や、身体障害などが理由で歩行が困難なことにより社会生活が制限されると認められる人

※詳しくは警察署へご相談ください。

- 窓口 安曇野警察署 TEL72-0110
(手帳、印鑑、車検証、免許証をお持ちください。)

自動車改造費の助成

重度の肢体不自由者が自ら運転する自動車を改造する場合に助成します。

※改造する前に申請が必要です。

- 要件 ・身体障害者手帳の交付を受けており、在宅で、自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる人
・前年の所得税課税所得金額が、当該年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人
- 助成額 改造にかかった費用（上限 10 万円）
- 持ち物 手帳、印鑑、運転免許証、改造前の写真、見積書、車検証（使用者欄が手帳所有者であること）、改造部分のわかるカタログ等
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当

自動車運転免許取得の助成

身体障害者で自動車の運転免許を取得しようとする人に取得費の一部を助成します。※障がいによる再認定は助成の対象になりません。

※教習所申込前に必ずご相談ください。

- 要件 次の要件をすべて満たす人
- ①安曇野市に6カ月以上居住する人
 - ②自動車運転免許を取得することにより、社会参加が見込まれる人
 - ③次のいずれかに該当する身体障害者手帳の交付を受けている人
 - ・聴覚又は平衡機能機能障害（4級以上）
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害
 - ・肢体不自由
 - ④前年の所得税額が8万円以下の世帯に属する人
- 助成額 取得費の2/3以内（上限、10万円）
- 持ち物 手帳、印鑑、予備適性検査結果通知書
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当

- その他 予備適性検査については、長野県警察本部中南信運転免許センター（塩尻市宗賀）
TEL53-6611 へお問い合わせください。

通所・通園等推進事業

心身障がい児（者）施設に入所・通所している障がい児（者）の介護者を対象とした自動車利用に対する交通費の助成を行います。

○助成内容

（県補助事業分） （※県燃料単価×往復距離×10分の1）

対象者	対象経費	助成内容
県内の心身障がい者施設に入所している者の介護者	帰省時に利用する有料道路の通行料	2分の1

（市事業分）

対象者	対象経費	助成内容
市内の居住地から自家用車で児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施している施設に通所・通園している児童及び当該者と生計を一にする人	通園及び通所等で利用した自家用車の燃料代	補助基準額（※）×通園日数×2分の1

- 利用方法
- ・施設の証明書が必要になります。
 - ・有料道路代の助成の場合は、有料道路利用時の領収書が必要となります。

○窓口 障がい者支援課障がい福祉担当

身体障害者補助犬の給付

身体障害者に、身体障害者補助犬が給付されます。

種類	盲導犬	介助犬	聴導犬
対象者	視覚障がい1級	肢体不自由2級以上	聴覚障がい3級以上
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上で、県内に1年以上居住している人。 ・身体障害者補助犬を適切に飼育し、利用できる人。 詳細はお問い合わせください。		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の間の経費（交通費・食事代等）や補助犬の飼育にかかる経費は、障がい者負担となります。 （次の助成制度「身体障害者補助犬飼育費助成事業」が利用できます。）		

○窓口 障がい者支援課支援給付担当

長野県健康福祉部障がい者支援課在宅支援係 TEL026-235-7104 FAX026-234-2369

身体障害者補助犬飼育費助成事業

身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の給付を受けている人に飼育費を助成します。

○対象者 安曇野市に住所を有し居住している身体障害者補助犬の給付を受けている人。

○補助内容 月額 3,000 円を助成。

○窓口 障がい者支援課支援給付担当